

第13号議案 党内の会議における過敏症対策に関する決議

化学物質や電磁波などによる過敏症や健康被害が引き起こされています。緑の党では、その被害にある会員・サポーター、および妊娠中の女性や子ども連れなど特に健康配慮を必要とする会員・サポーターに対して、党内の各種の会議への参加を保障するために、以下の配慮と対策に努めます。

予め当事者から参加意志が示された場合には可能な対策を明示します。

ただし、それぞれの会議の本旨を妨げず、過大な財政負担を伴わない範囲で対応するものとします。

1. タバコによる過敏症被害を防ぎます。

- (1) 会議室は禁煙とし、会場施設内外での喫煙も控えるものとします。
- (2) ICT 技術を活用した分室での参加を可能とします。

2. 電磁波による過敏症被害を防ぎます。

- (1) 会議室内の無線 LAN、携帯電話をオフにし、有線 LAN を使用します。
- (2) ICT 技術を活用した分室での参加を可能とします。

3. 上記以外の過敏症被害を防ぎます。また、妊娠中の女性や子ども連れなど特に健康配慮を必要とする会員・サポーターの参加保障のための対策を講じます。